三十七　前条第四十一号に掲げる場合には、払出科目として「子ども・子育て支援資金」（子ども・子育て支援資金に属する現金を子ども・子育て支援勘定の支払元受高に繰替使用している場合にあつては、「何年度、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定、歳出外、繰替」とする。）、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定、歳入外、損失補塡」（子ども・子育て支援資金に属する現金を育児休業等給付勘定に組み入れる場合にあつては、「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入外、損失補塡」とする。）

三十八　前条第四十二号に掲げる場合において、子ども・子育て支援資金に属する現金を繰替使用するときには、払出科目として「子ども・子育て支援資金」、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「子ども・子育て支援資金」

三十九　前条第四十三号に掲げる場合には、払出科目として「育児休業給付資金」、受入科目として「何年度、内閣府及び厚生労働省所管子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入」

四十　前条第四十四号に掲げる場合には、払出科目として「育児休業給付資金」（育児休業給付資金に属する現金を育児休業等給付勘定の支払元受高に繰替使用している場合にあつては、「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳出外、繰替」とする。）、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入外、損失補塡」

四十一　前条第四十五号に掲げる場合において、育児休業給付資金に属する現金を繰替使用するときには、払出科目として「育児休業給付資金」、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「育児休業給付資金」

［２～４　略］

第四条　第二条の規定は、財務大臣が次に掲げる国庫内の移換をする場合に準用する。

［一・二　略］

三　政府短期証券（政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第二条に規定するものをいう。次号において同じ。）を発行した場合において、その収入金（その収入金が当該政府短期証券の発行額を超える場合にあつては、発行額）を財務省証券、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券又は融通証券（同条第三号から第五号までに規定する融通証券を除く。以下同じ。）の発行高に相当する金額に繰り入れるとき

四　政府短期証券を発行した場合において、その収入金が当該政府短期証券の発行額を超える場合にあつては、財務省証券の発行額を超える部分の金額を一般会計の歳入に、又は食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券若しくは融通証券の発行額を超える部分の金額をそれぞれの負担会計の歳入に繰り入れるとき

五　法令の規定により、特別会計又は資金の支払上現金に不足を生じた場合において、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券若しくは融通証券の発行高に相当する金額又は一時借入金の借入れによる収入金を当該会計の歳入外又は資金に資金繰入れをし、又はその償還をさせるとき

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［２～４　同上］

第四条　第二条の規定は、財務大臣が次に掲げる国庫内の移換をする場合に準用する。

［一・二　同上］

三　政府短期証券（政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第二条に規定するものをいう。次号において同じ。）を発行した場合において、その収入金（その収入金が当該政府短期証券の発行額を超える場合にあつては、発行額）を財務省証券、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券又は融通証券（同条第三号から第四号までに規定する融通証券を除く。以下同じ。）の発行高に相当する金額に繰り入れるとき

四　政府短期証券を発行した場合において、その収入金が当該政府短期証券の発行額を超える場合にあつては、財務省証券の発行額を超える部分の金額を一般会計の歳入に、又は食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券若しくは融通証券の発行額を超える部分の金額をそれぞれの負担会計の歳入に繰り入れるとき

五　法令の規定により、特別会計又は資金の支払上現金に不足を生じた場合において、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券若しくは融通証券の発行高に相当する金額又は一時借入金の借入れによる収入金を当該会計の歳入外又は資金に資金繰入れをし、又はその償還をさせるとき